

学校感染症とその出席停止期間について

学校における感染症の蔓延を防ぐために、下記一覧表の病気は学校保健安全法により「学校感染症」と定められ、出席停止期間が決められています。

医師の診察により、感染症と診断された場合は、速やかに学校へ連絡をしてください。学校を休んでも欠席扱いにはなりません。

医師の指示により、登校しても良いと診断を受けたら、「学校感染症による欠席届」に保護者の方が記入し、担任へ提出してください。（別紙保健①参照）

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第1種	<ul style="list-style-type: none"> ・エボラ出血熱 ・クリミア・コンゴ出血熱 ・痘そう ・南米出血熱 ・ペスト ・マールブルグ病 ・ラッサ熱 ・急性灰白髄炎 ・ジフテリア ・重症急性呼吸器症候群 （SARSコロナウイルスに限る） ・鳥インフルエンザ（H5N1） 	<p style="text-align: center;">治癒するまで</p>
第2種	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ（鳥インフルエンザH5N1を除く） ・百日咳 ・麻疹（はしか） ・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ・風疹（三日はしか） ・水痘（水ぼうそう） ・咽頭結膜熱（プール熱） ・結核、髄膜炎菌性髄膜炎 	<ul style="list-style-type: none"> ・発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで ・特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ・解熱した後3日を経過するまで ・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで ・発疹が消失するまで ・すべての発疹が痂皮化（かさぶた）になるまで ・主要症状が消退した後2日を経過するまで ・症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	<ul style="list-style-type: none"> ・腸管出血性大腸菌感染症・コレラ ・パラチフス・腸チフス ・細菌性赤痢・流行性角結膜炎 ・急性出血性結膜炎 その他の感染症 （ 溶連菌感染症 ウイルス性肝炎 手足口病・伝染性紅斑 マイコプラズマ感染症 流行性嘔吐下痢症 ・ノロウイルス感染症 ・ロタウイルス感染症 など 	<p>症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで</p>